

## 「税制研究会」コンファレンスの概要

「税制研究会」において行ってきた、税制に関する様々な議論のまとめとして、2002年6月14日に、研究会メンバーによるコンファレンスを開催した。コンファレンスにおいては、まず、貝塚座長より、別添ペーパー「税制改革をめぐる争点」をもとに、基調報告があり、それに引き続いて、1. 税制改革の理念・目標、2. 租税理論、3. 現実のタックス・ミックスと当面の租税政策、4. 相続税・贈与税、に関して、森信茂樹財務総合政策研究所次長の司会の下で、自由討議が行われた。以下はその概要である。

### 〔貝塚座長報告要旨〕

税制改革の目標は色々議論されているが、基本的にはレーガン改革と同じ公平さ、簡素さ、経済成長でいいのではないだろうか。1980年代のアメリカは経済が停滞しており、日本は1990年代がひどい状況になっている。それを考えると、端的に経済成長を目標とするのがいいだろう。

直接税を基幹税としてどう位置づけるかがひとつのポイントである。直接税・間接税の定義については、Atkinsonの定義がいいのではなかろうか。つまり、直接税は様々な個別的な事情を斟酌して税金を課すもので、間接税は個別的な事情を考慮しないで税金を課すものである。今後とも、直接税としての消費課税を採用する場合も含めて、基幹税としての直接税は維持すべきである。なお、かつてアメリカで提案されたフラットタックス (Flat Tax)<sup>1)</sup>は所得税だと誤解されがちだが、消費税体系である。間接税(特に消費税)については、ある程度比重を上げる、具体的には税収の半分近くまで上げるのは構わないだろう。

アメリカでは相続税を廃止しようとしているが、日本において相続税を縮小するかどうかは、

最終的には、政策決定やビジネス社会に必要なエリート階層を育てるために所得分配の不平等化は残っても構わないのか、といった広い意味での価値判断の問題である。

二元的所得税についてはやや懐疑的だ。資本所得にうまく課税するためにはそれを把握できるインフラが整っていないとだめだ。小国である北欧にとっては資本移動が自由な中で資本所得に高い税金をかけるのは不可能だという考えがあるが、日本の場合は違った問題があるだろう。また、最適課税論についても自分は懐疑的で、それほど政策提言には有用ではないのではなかろうかと考えている。

全体としては、中長期的にタックスミックスを考えていく必要があるが、例えば、消費課税の比重を引き上げても、それが経済成長にとっての十分条件ではないことには気をつけないといけない。

### 1. 税制改革の理念・目標

(森信)

貝塚先生は税制改革の目標として経済成長をあげられているが、これは中長期的な経済成長という意味であろう。こうした議論にならない

1) フラットタックスは、付加価値のうち賃金・給与は個人段階で人的控除した後単一の税率で課税され、利潤、支払利子、地代は法人段階で同じ税率で課税される。この税制の最大のメリットは申告が極めて簡単なことである。

のは、日本ではケインズ的な短期的な経済対策という観点で経済成長や税制改革が議論されているからかもしれない。また、活力と中立あるいは効率等についても議論が行われているが、税制改革の様々な理念や目標はそれぞれトレードオフになっている場合があり、それをどう整合的にしていくかが重要な観点となっている。

(跡田)

中立性という概念は常に最終的に中立でなければならぬととられがちだが、基本的に税があれば中立であることはあり得ない。活力という言葉は、効率性・持続的経済成長という意味もこめて出てきた。公平については結果の平等と誤解される節があるので、真の弱者に対してきちんと配慮するという意味を込めて公正という言葉が出てきた。

(田近)

経済活性化ということは理解できるが、中立性という言葉自体を改める必要はなかったのではないか。行動や価格を歪めないで、市場の収益率を超える純利潤税をとることが中立的な税である。

1980年代のレーガン税制改革の経済活性化効果について議論がなされているが、インフレのもとで、企業の課税所得が膨らんでしまうなど、今とは極めて異なる経済環境の下でなされた改革であることに注目する必要がある。現在の日本では、デフレが問題であり、内部資金で投資が賄える環境にある。そうした中で、レーガン税制を見習って加速度償却や一般的な投資税額控除を導入するのはおかしい。

(吉田)

企業課税、特に地方税については、活力という観点から見ると、一律に課税するのではなく、自治体間の税制の競争をさせるべきである。

研究開発費の優遇に関しては、研究開発それ自体を促進するのは重要であるかも知れないが、あまり大きな効果は期待できないだろう。

また、地方分権の観点から、地域の自助、自分自身が生きていくことに対する自助を促進する税制であって欲しい。

ベンチャーを起こす場合には、成功すれば高い税金をとられ、失敗した場合は補助金をくれるわけではないが、そこをなんとかリスクプレミアムは引いてあげることにはできないだろうか。活力とは一般的には投資促進だが、その中にイノベーションという視点を是非考えてほしい。

(国枝)

Don Fullerton はサプライサイド（日本で言うとインセンティブ・活力に近い）、競争条件の公平性の確保（leveling of the playing field）（中立に近い）、財政赤字の解消の三つの観点からレーガン税制改革を分析している。第一次税制改革は、インセンティブ重視で、加速度償却等を実施して失敗した。その後、加速度償却は部門間の資本コストを変えてしまうので、むしろ経済成長の観点から害が大きいことが知られるようになり、それを受けて、第二次税制改革は、むしろ leveling of the playing field（中立）を重視して、高く評価されている。ただ重要な欠点は、第一次改革では減税で財政赤字解消を目指したが失敗し、第二次改革でも歳入中立であったので相変わらず赤字のままだった。この財政赤字に対する不安から、ブラックマンデーが起こった。最近の議論は、予算制約式の無い最適課税論になってしまっている。税収の確保を税制改革の理念として含めるべきだ。

(横山)

納税単位をどう考えるかという問題は、公平・中立・簡素といったときの主体をどこにして税制を組み立てていくかという点において重要である。

(佐藤（英）)

加速度償却は、それをしなければならないところはそもそも赤字でそれほど税負担は減らないし、赤字会社が黒字会社に加速度償却対象資

産を買ってもらってそれをリースしたり、その他様々なタックスシェルターの源となったから、加速度償却は支持できない。

日本の所得税は実はタックスシェルターに対してかなり弱い。これに金融資産のマイナスを所得計算に反映させるような制度を導入すれば、タックスシェルターの餌食になるのは目に見えている。

(跡田)

はっきり言って税収確保は必要ない。財政収支をきちんと合わせるとというのが基本で、歳出をカットするとともに、イノベーションを促進して企業の技術力をアップさせるなどして経済成長を高める。そして公的な投資から民間の投資に移し変えるという構造改革を目指すものであり、決して中立ではない。その意味で活力であるから、税収確保なんて言っていたら構造改革はできない。

(貝塚)

税収確保という論点と成長や公正という論点は、目標としては性格が違う。税収確保というのは税金を課す以上制度的には当然の前提である。マクロ的な議論と税制そのものの仕組みをどうするかという議論とは区別した方がいいだろう。

(八田)

レーガン税制改革は、景気がよくなったという点では成功だったが、財政赤字は拡大したという点で失敗した。税収確保というときには二つの側面がある。一つは単年度でみて支出とのバランスで十分な税収が確保できるかということである。もう一つは短期的に税収が減っても長期的には税収が増える手段を講じることができるかということである。レーガン税制改革は累進税率を下げたために、将来景気が回復したときの税収増の装置まではずしてしまった。税収の長期的な確保のためには、景気が良くなったときに税収が増加する仕組みを作

る必要がある。レーガン税制改革の教訓は、短期のことばかり考えて、長期のことを全く考えていなかったために、景気がよくなったにもかかわらず財政赤字は拡大したということだ。

(吉田)

税率もそうだが、控除も同じだ。控除を広げると、弾性値が落ちる。課税最低限は必死で下げるくらいのつもりでやらないといけないだろう。

税収確保といったときに、その時その時の財政バランスを考えるのは、財政民主主義の大原則だ。しかし、将来世代の財政判断を狂わせるようなことはできるだけ慎重にやらなければならない。

(横山)

通常は一定の税収をあげることを所与として dead weight loss (死加重ロス) を最小化する課税を求めている。この場合、中立原則では税収の規模については何も触れていない。一方、環境税は dead weight loss がないので、歳出と税収の規模を引き下げながら dead weight loss の最小化をはかることが活力・効率化だということであれば、環境税へのシフトは望ましいのではないか。

(佐藤 (主))

最適課税論がどこまで正しいかはともかくとして、可能な限り超過負担を最小化するというのはラムゼイ・ルールの基本である。理念は中立だが現実にはあり得ないから、セカンドベストとして、可能な限りインセンティブを阻害しないことが必要である。

税収には便益があり、税収の限界便益と課税の限界費用を一致させるような形で税収の規模を決める。

税収規模の問題は、民間部門と公共部門の間でどう資源を分け与えるか、税制改革の問題は、与えられた税収規模をどのくらい迷惑をかけない形で最小コストで集めるかである。問題の解

き方としては、まず、後者の問題を解いてから、前者の民間部門と政府部門との間の資源配分問題を考えることになる。そのような資源配分を考える際に活力の問題が関わってくるだろう。

(田近)

税制改革の理念・目標はそれ自身を議論するだけではあまり意味がなく、具体的な政策形成にどう役立つかが重要である。日本においては、多くの重要な問題が様々な行政機関に関連しているにもかかわらず、財務省・総務省・厚生労働省などで別々に議論が行われており、政策の調整が十分に行われない仕組みになっていることが問題である。

## 2. 租税理論

(森信)

次に租税理論に移りたい。租税理論には包括的所得税論、支出税論、最適課税論、二元的所得税論（これはどこに位置づけるかは難しいが）等があるが、これらが根幹にあってタックス・ミックスや租税政策が成り立っているであろう。

(貝塚)

租税理論を議論する場合、目的税は視野に入っておらず、一定額の歳出を賄うための一般財源としての税金をどうするのか、というのが暗黙の前提になっていると思う。

(田近)

最適課税論を包括的所得税、支出税等と同列に扱うのはおかしい。

二元的所得税を考える場合には、なぜこれが出てきたかという根本的な議論が欠かせない。これは1970-80年代にインフレが高進したなかで、住宅ローンなどの支払利子控除等があり、しかも限界税率が高かったため、資産がある人とない人の間で不平等が広がったため登場した。ここで重要なのは、所得を二つのタイプに分け

たのではなく、一般的所得 (general income) と個人所得 (personal income) に分けたのである。一般的所得では、資本損失 (capital loss) や支払利子控除等幅広い損益通算を行っている。ただ国としては、税収を上げなければならないので、個人所得に対しては、控除を認めず、総額でいわば「根っこ」から課税したのである。二元的所得税と類似の制度であるオランダのボックスタックス (Box Tax) では、持ち家に関してだけ支払利子控除を認め、労働所得と合わせて相殺する。資本所得については支払利子控除を行わずに、借入残高を差し引いた純資産額に課税することにした。

こうした資本所得課税の流れのなかで日本の資本所得課税を見ると、様々な資本所得が分離課税されているが、損益通算などに制限があり、国は投資家のリスクをシェアしていないなどの問題がある。損益通算の範囲をどこまで認めるか、支払利子控除をどう考えるかについて深く議論していく必要がある。

(増井)

もし実現主義を残したままで損益通算を全部認めてしまうと、裁定の機会が生じて資本所得がゼロもしくはマイナスになってしまう。資本所得に対して発生主義で課税できないのであるとすると、実現主義で課税することになるが、その場合には損益通算を無制限に認めるべきではない。アメリカでは1980年代に個人所得税についてタックスシェルターが増殖し、1990年代からは法人タックスシェルターが問題になっている。ここまでは認めていい、ここは認めないという線引きをした上で損益通算を認めないと、裁定の機会がはびこってしまう。

(森信)

包括的所得税の弱点は、所得を発生ベースで認識するといいいながら、実現するまで課税できないという点である。従って、利子控除制度を残せば、調達金利の方が通常、運用利回りより高いから、所得はマイナスになる。これは所得

税の限界なのだろう。

(田近)

それでも北欧は支払利子控除をやめられない。オランダはその点おもしろくて、あえてみなしの資産にかけた。まだ、どの方向へ行くかは定まってないが、損益通算の範囲が重要だ。

消費課税であれば、基本的には資本所得課税をやめるからそうした問題は解決される。フラットタックスは、消費への課税であるにもかかわらず所得税のように見えるし、資本所得には基本的に課税しない。また、企業に対しては、キャッシュフローに税をかけるので、投資選択への中立性からも魅力的に見える。

(八田)

増井先生のご指摘は、例えば利子課税のような発生主義でかけるものについては損失相殺の問題は起きないが、キャピタルゲインのような実現時に課税するものについては、裁定の可能性が生じるということでしょうか。

(増井)

基本的にはそうです。ただ、利子についても本当に発生ベースで課税するなら今年の債券の価値がどれだけ変わったかを見る必要がある。ただ、現実の利子所得課税はキャッシュが入ってきて実現することに対して課税されている。そういう意味で現在のルールは発生ベースの課税から離れている。

(八田)

キャピタルゲインに対して発生ベースで課税してきた場合の資産額になるように実現する時点で課税することができれば裁定がなくなる。しかし、そうしない場合には、実現時の課税では発生主義での課税と乖離するから、損益通算に注意しなければならない、ということだろうと思う。

(森信)

それで北欧諸国は悩んで、支出税体系への移行も真剣に考えたが、それは根本から変えることになるし、国際的に支出税体系をとる国はなく、そこで二元的所得税に移行したりオランダのボックスタックスになったりしている。支出税体系へ移っていくコストはどのくらい大きいのだろうか、本当にそれを考えるべきなのだろうか。

(八田)

保有期間に応じて譲渡益税の名目税率を上げていくというのも一つだろう。ただ、死亡時には課税するなどの措置は必要になる。企業の場合には、売却時に譲渡益税はとられず延納を認めてもらえるが、延納した分だけそれに対応する利子を毎年支払うという方法もある。企業は土地を売ってでも色々な投資をしたいが、譲渡益税があるからそれができない。この方法だと、延納分の利子だけ払えばいいから、その分投資に回すことができ、経済が活性化できるという側面がある。

(貝塚)

シャウブ勧告でもそうだが、キャピタルゲインを実現したところでしかかけられないが、保有期間はなるべく合わせてとった方がいい。所得税はそこをうまくできればいいが、税務行政上うまくできるだろうか。

(八田)

コンピューターがなかった時代はできなかったと思う。さらにコンピューターによる金の流れの管理が進んで、累進的な支出税ができるのであれば、所得税はやめて支出税に移行することが考えられる。要は技術的な問題で、出来ないならば、出来る可能性の高いところからやるか、両方ともやるかということだ。しかし、累進度のない消費税は累進的な支出税とは全く異なったものだ。所得税から消費税に移行するのは支出税に移行するのとは全く異なる話だ。

(貝塚)

北欧は税務行政上のインフラが日本とは相当違う。資本所得課税を現実的にどの程度うまく出来るかは、徴税における納税者番号等がどの程度あるかが重要な決め手になる。そこを考えないと、裁定で租税回避が生じて、正直者が損をすることになる。

(森信)

北欧は生れた瞬間から番号で管理される社会になっている。また、銀行を通じて資産情報も全部税務署に集まるようになってきている。逆にそれだと支出税が簡単に出来るような気がするが。

(横山)

フラットタックスの提案は、かなりの実現性があると思う。まず、キャッシュフロー法人税を整えて、その上で賃金所得税を見直すという方向が実現可能性が高いのではないだろうか。

(国枝)

支出税は資本に課税しないが、現実的に資本課税を全くなくすことは、国民から理解を得るのは難しいだろうし、既に蓄積されている資本から課税をなくすのは効率の観点からも問題が多い。そうであれば最適課税論からすると、労働所得と資本所得を別に扱った上でそれぞれどう課税すればいいか、という方向になっていくのではないか。ただ、最適課税論からは、資本所得税の中で利子、キャピタルゲイン、配当等を一律に課税することが一般的には望ましいことではなく（特に法人税段階の課税が異なっている場合）、二元的所得税論がそうした区別を認めないことには疑問がある。

(田近)

損益通算の範囲を考えることが重要で、キャピタルゲインに発生ベースでかける方法はないか、その場合には取得価額をどう扱うのかといった問題がある。日本の今の資本所得課税は、実質的に分離課税になっている。ここで問題な

のは、なぜ日本ではこんなに預貯金に資産が偏っているのか、そこには税制が何らかの影響を与えているのではないかと、ということである。日本人には預貯金と危険資産の違いに対する意識が低く、また、損が出たら他の資本所得と相殺できるという投資リスクのスプレッドという工夫もできない。こうした意識を変えるためには、確定申告で株式の申告分離をするときには、資本所得を労働所得とは別建てで申告できるようにするか、税制の面からも意識改革が出来るようにする必要がある。

(森信)

二元的所得税は、それをどう呼ぶかは別として、包括的所得税体系では限界のある資本に対する税制をどう構築していくのかという重要な問題を提起している。二元的所得税の後、どういう形で税制を構築するかが重要な問題で、そこを議論すべきだ。

(跡田)

二元的所得税は最適課税論と矛盾するものではない。ただ、活力という観点から、資本が出て行かないようにということ以外にも、国際的な資本が日本にも入ってこられるように構築すべきだろう。そういう意味で、例えば損益通算はやりたい人はやってもいいし、やらないで資本を通過させるだけ（もちろん、その過程で一部は徴税できるようにする）でもいいというように、自由度を持たせて、自由な資本移動を促すべきだろう。

(森信)

金融所得、特に利子所得にどうやって課税するかということを考えるときに、情報交換をして居住地でとるか、源泉徴収で源泉地でとるかという二つの考え方がある。ヨーロッパではどちらかと言うと前者の考え方が強い。その結果、北欧のような小国では金融所得になかなか源泉地課税ができなくなった。源泉地で課税するための論理として二元的所得税が考えられたとい

う面もある。

(八田)

最適課税論は全体を見渡すための道具である。例えば、異時点間消費の弾力性や労働供給の弾力性などに関する仮定によって、支出税が最適になったり、賃金税が最適になったりする。ただ、包括的所得税は、弾力性に関するどんな仮定をおいても、最適課税論の観点からは正当化できない。ついでに言えば、最適課税論の観点からは、土地は非弾力的だから、所得税や支出税の体系と並列して課税しても構わない。

二元的所得税については、今の日本の資本所得課税よりはるかにましだ。異なる資産間の運用は非常に代替的であるから、別々の課税がなされていたら、租税回避の方向に動くのは当然である。損益通算は認めるべきだが、範囲をある程度限定することは必要だろう。

元来の支出税の観点から同等の所得税を構築するとすれば、理想としては、資産所得に関しては、超過利潤に対してのみ課税し、普通預金の利子のような予想できる資産に対するリターンに対しては一切非課税にするべきだ。こうした課税に至るまでの中間的なものとして二元的所得税はいいだろう。

(森信)

超過利潤だけに課税ということは、超過利潤にまで至らないキャピタルゲインは非課税になるわけだが、そこに見合う損失は控除されるのか。

(八田)

普通予想される利子で計算するから、それに満たない部分は全て損失となる。

(渡辺)

その考えは非常に面白いと思うが、みんなの合意が得られるような市場利子率とは何なのだろうか。実務的に何が市場利子率かを定めることは難しい。そこがクリアできれば金融機関に

対する付加価値税課税も可能になるだろうが。

(佐藤 (英))

まず最初に考えなければならないのは、金融収益に関する損益通算をどうするかという問題だ。そういう立場からすると、二元的所得税論は道具立てが大き過ぎる気がする。とりあえず金融損益を一元化し、縦通算も認めるとともに、タックスシェルターに対応していくことが現実的ではないか。また、日本の労働所得は現在バラバラに課税されており、これがいいとは思わないが、実態として様々な形態がある以上、二元的所得税の下で労働所得の全てを一挙に一本化するというのはやや乱暴だろう。

### 3. 現実のタックス・ミックスと当面の租税政策

(森信)

次に現実のタックス・ミックスと当面の租税政策に移りたい。まず、基幹税としての所得税・消費税のあり方についてご議論いただきたい。その関連で、具体的な政策税制として、社会保障、環境税、NPO・寄付金、都市再生、新たな事業体、租税回避への対応等の論点が考えられる。

(貝塚)

基幹税として直接税が必要だというのが私の意見だ。その中身は包括的所得税もあり得るかも知れないが、支出税型やフラットタックスもあり得るだろう。

(森信)

アメリカでは意外とタックスミックスの考え方はない。根本から税制をどう変えていくかという形で議論がなされている。これはなぜだろうか。

(田近)

州単位で小売売上税を課しているので、連邦

では付加価値税を導入できないというのも、一因ではないだろうか。

(跡田)

基幹税という考え方自体が必要ないと思う。その時代の社会に合った課税方法にすればよく、付加価値部分と支出部分にバランスよくかければいいだろう。現行では付加価値サイドに多く課税し過ぎなので、両者を5:5までいかににしても6:4程度までにしてもいいのではないか。また、法人課税については国際的にはバランスがとれているかも知れないが、もう少し下げてもいいだろう。

(吉田)

実際には、ある人々の所得には非常に課税しにくい。彼らに課税するには消費税しかない。基幹税間はバランスが問題で、各税制の税率構造をどうするかをきちんと議論する必要があるだろう。

(増井)

所得税である以上は法律上は収入に対してきちんと課税しないとイケないし、そのための執行の努力が重要だ。この点は直間比率を考える上で非常に大切だと思う。貝塚先生の基調報告にあったように、直接税と間接税では、納税者から見たコンプライアンスの意味が違う。将来の方向性を考える上で、政治経済学の視点が必要だろう。例えば、個人所得税について、現在のような源泉徴収ではなく申告制度にすると、大きな政府に対する歯止めになるかもしれないし、申告することと民主主義とがリンクするような方向にもなるだろう。他方、消費税や企業課税にすると、確かにコンプライアンスコストは安くなるかも知れないが、その歯止めはきかなくなる。

(八田)

私自身は法人税は必要ないと思っており、個人に対する対人課税 (personal tax) と、その他

に地方税の財源としての土地に対する課税があればよいと思っている。所得税と消費税のバランスをどう考えるかということが問題となるが、その基準の一つとして徴税上のコストがある。ヨーロッパの経験では、当初は付加価値税の徴税コストの方が低いと考えられていたが、実際にやってみると高い場合が多いことがわかった。日本の場合は、徴税コストをかけていないから益税が発生している。消費税は事業者が消費者として払う消費税よりも多くの益税をもたらす、クロヨンで得をしている人にさらにボーナスを与えているようなものだ。これを改善する方法は、免税点を引き下げるか、インボイスを導入することだといわれる。ただヨーロッパでもインボイスを偽造する会社が出てくるなどうまくいっていない。実際にインボイスが集まってもそれをきちんとチェックする仕組みがないといけな。イタリアやフランスでは徴税職員を大幅に増員することで対処している。益税の問題は消費税率が5%であれば大きな問題にはならないかも知れないが、税率が高くなれば相当深刻な問題になるであろう。

(森信)

付加価値税は所得税と比べて色んな控除がないという面において簡素で、コンプライアンスコストも安くてすむ。納税者は帳簿をつけている事業者であるから、申告にあたってのコストはかからないし、前段階控除システムを持つため取引事業者間の牽制効果が働くので、付加価値税のコンプライアンスは高い。

(八田)

コンプライアンスコストの計算の仕方にもよるが、付加価値税だけのコンプライアンスコストを所得税の場合と比べると、多くの国について前者の方が大きくなっている。両者を一緒に執行すれば相乗効果はあるのかも知れないが。私の言うコンプライアンスコストとは、徴税コストと申告する側のコストを含めたものだ。

また、確定申告というのは、アメリカでは多

くの人がお金を払って税理士に代わりに書いてもらっているから、余計なコストがかかるだけで、納税意識が高まるということはないのではないか。

#### 4. 相続税・贈与税

(森信)

最後に、相続税・贈与税に移りたい。まず、相続税・贈与税についての論文を執筆された国枝先生に概要の説明をお願いします。

(国枝)

これまで、相続税・贈与税については、基本的には所得税あるいは支出税を考えて、その後で遺産を所得に位置づけるか、支出に位置づけるか、といった議論しかなされていなかった。しかし近年、遺産動機の実証研究が相当進んできている。遺産動機を考慮に入れると、理論的には、Accidental Bequest (偶発的遺産動機)だと100%課税するのがよく、Altruistic Bequest Motive (利他的遺産動機)だと資本課税とみなせばいいし、Joy of Giving (贈与の喜び)だと消費課税とみなせばいいし、また、Strategic Bequest Motive (戦略的遺産動機)だと所得だとみなせばよい。どの遺産動機が重要かという実態に即して課税のあり方を考えていくべきである。

相続と生前贈与については、両者の中立性が非常に重要である。遺産動機が違ふと財産を渡すタイミングも異なってくるが、いずれにしてもそれを税制によって歪める必要はないだろう。

税率について、景気対策でインセンティブのために最高税率を下げるというのは方向が逆だろう。最高税率の対象になるような会社のオーナーが、相続税が嫌で早めに引退するという事実があれば下げること考えられるが、そのような実態はない。また、子供側からすれば遺産は天から降ってくるようなもので、所得効果のみが働くため、お金持ちの子供は働かないというアメリカの実証研究もある。ただ、アメリカ

では相続税において租税回避が横行しており、それを防ぐという観点からは最高税率の引き下げもあり得る。

またインセンティブについて、結果の平等にこだわるとインセンティブを阻害することがあるが、相続税はむしろ機会の平等をいかに確保するかというものである。その意味で、優秀な人材が活躍するためにはむしろ相続税はきちんととった方がいいだろう。

(吉田)

相続税は租税回避がおこっており、租税回避した人としらない人との不平等が非常に大きい。それを改善するために、税率をある程度下げて、所得にしっかり課税した方がいいのではないか。

(佐藤 (主))

税制の問題と執行の問題は区別して考えた方がいい。執行上の問題をとりあえず無視して相続税のデザインをどうするか考えた場合、予備的な動機での遺産は、所得再分配の観点からは課税した方がいい。これは一括税であり、効率性を阻害することはない。一方でバロー的に経済人は死なないと考えた場合、相続税は資本蓄積に対するインセンティブを阻害することになる。どちらをとるかは考え方次第だが、むしろ予備的動機が多いのであれば、相続税を強化すべきだろう。特に今後消費税に重点が移るならば、相続税は所得再分配機能を残す上で重要であるし、亡くなった人は活力とは無関係だから、経済活性化という点でも問題はない。

(吉田)

現実問題として、土地のように登記されている以外のものは把握するのが困難なので、相続税の課税は難しい。

(貝塚)

支出税論者の立場からも、最終的には何らかの形で資産には課税しないといけないだろう。それに対して、所得税は途中の段階で課税して

いるという側面がある。ただ、実際問題としては、相続税の節税が本当に大きくて、欧米では財団等を使った租税回避が横行している。

(跡田)

住宅取得に関わる贈与税の非課税枠は限度一杯活用している人は少なく（新規住宅取得数の約25%程度）、その非課税枠を広げるというのは、分配を歪める可能性があるだろう。相続時点で課税するか、贈与時点で課税するかという課税中立性の問題で、一生累積で贈与した分を最後に計算し直してもう一度課税するのであれば問題はない。実際問題としては、現実には多くの贈与が行われており、贈与税の実効性が低い。そういう点からすると、実態に対して課税を強化するか、それを追認するような形で実態に合わせた税制にするか、といった対応が必要だと思う。

また、機会の平等を維持していくためには、相続税を緩和することは賛成できない。少なくとも、所得税の税率表よりも低くすることがあってはならないと思う。

(渡辺)

相続税は納めている人が少なく（日本では20人に1人、アメリカは50人に1人）、大部分の人にとっては関心のない税だが、対象となる人にとっては極めて関心の高い税である。相続税を考える上で常々気になるのは、税というのは人の生活を脅かしているのか、ということである。かつては相続税を払うために自宅を売らざるを得ないという事態が生じていたが、課税最低限を上げることによって、また地価も下がってきてそのような問題は少なくなってきた。しかし課税ベースを広げたときに、また同じような問題が生じるのではないか。所得税は広く薄くという考え方だが、相続税も同じようにやればよい、ということにはならないだろうと思う。アメリカやイタリアでは相続税は廃止しようとしているし、オーストラリア・カナダ・ニュージーランドでは既に廃止している。機会の不平

等の是正という議論があるが、財産をもらうことだけが不平等なのだろうか。親からお金をかけてもらって教育を受け、稼得能力を備わった場合は課税されず、たまたま財産で残してもらった場合だけ課税されるというのは、割り切れないものを感じる。

(佐藤 (英))

相続税・贈与税は今のおそらく技術的に持たないだろう。これは財産が誰かのところにあるという前提で移転を捉えている税金だが、実は日本の信託法でも租税回避はできる。ただ、ノウハウもないしやってないというだけだ。しかし、社会に格差が生じてきて、外資がノウハウを持って入ってきた場合、簡単に租税回避ができてしまう。そういうことに今の相続税・贈与税は対応できない。

また、日本の相続税・贈与税は国際的にも弱い。欧米諸国では相続税条約のネットワークが非常に発達しているが、日本の場合は日米間の条約だけで、しかも古いタイプのものしかない。相続税・贈与税についても条約のネットワークを構築することが必要だ。

(八田)

土地が分割されるのは、譲渡益税の死亡時課税で解決するケースが多い。土地を売却すると譲渡益税がかかってしまうので、土地を売れる量をなるべく少なくして課税を繰り延べしているのである。このため相続の際に全部売ってマンションに移るのではなく、分割して相続税を払うに足る分だけ売却するという動機が発生する。相続税を課税されない場合でも、譲渡益課税の問題があるために、兄弟で相続する場合に分割して土地のまま相続する動機を与えている。そもそも、いずれにしても死亡時に実現したがごとく譲渡益税がとられるならば、死亡時まで土地を持ち続けず、生前に土地を売って現金化し、一部をマンションを購入するなどの生活設計を行うことができる。

「税制研究会」コンファレンスの概要

[発言者一覧] (50音順)

- 跡田直澄 (慶應義塾大学商学部教授)  
貝塚啓明 (財務総合政策研究所名誉所長・中央  
大学法学部教授)  
国枝繁樹 (一橋大学大学院国際企業戦略研究科  
助教授)  
佐藤英明 (神戸大学大学院法学研究科教授)  
佐藤主光 (一橋大学経済学研究科助教授)  
田近栄治 (一橋大学経済学研究科教授)  
八田達夫 (東京大学空間情報科学研究センター  
教授)  
増井良啓 (東京大学法学部助教授)  
森信茂樹 (財務総合政策研究所次長)  
横山 彰 (中央大学総合政策学部教授)  
吉田和男 (京都大学大学院経済学研究科教授)  
渡辺裕泰 (財務総合政策研究所所長)

(肩書きはコンファレンス開催時のもの)